

## その1 難病指定手続



Q

今回は「クエスチョンマン」の私より「アンサーマン」の奥さんが国の難病に指定されている潰瘍性大腸炎で入院治療することになったと伺いました。

どんな手続をされたのかを教えてくださいませんか？



A

「アンサーマン」である私の妻が潰瘍性大腸炎で入院しました。いままでQ & A通信で調べてことが役に立って良い体験をしました。その体験を今回報告しましょう。

潰瘍性大腸炎になると治療費の公的扶助があります。そのためにはり患していることを保健所に申請し、認定してもらいます。申請・認定を受けるために保健所で申請書類をもらいました。

申請書類の中味は

### ①臨床調査個人票

治療している病院に潰瘍性大腸炎の症状を記載してもらった書類です。病院が記載してくれました。

以下の書類は自分が記入しました。

### ②特定疾患医療給付新規申請書

潰瘍性大腸炎であることを申請する書類です。

### ③生計中心者確認書

私が生計中心者であることを確認する書類です。

### ④高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書

高額療養費は所得によって限度額が異なります。その所得区分に関する情報を加入する健保協会に聞くことを同意する書類です。

### ⑤世帯全員の住民票(続柄記載のあるもの)

最寄りの出張所で自分がもらいました。

### ⑥生計中心者の所得税額等を証明する書類

出張所で納税証明書をもらいました

### ⑦特定疾患者の健康保険証の写し

## その2 健康保険被扶養者手続



Q

奥さんは会社に勤めていましたね。健康保険の被保険者本人であったけど、入院する前に病気のために退職し、今回「アンサーマン」の被扶養者になりましたね。どんな手続をしたのですか？



A

妻を健康保険の被扶養者にするには

- ・健康保険被扶養者(異動)届をしました。
- ・同時に国民年金第3号被保険者になる届をしました。

実は、妻の入院は緊急でした。

健康保険の被扶養者の届をした翌日に入院したので健康保険証がまだ交付されていませんでした。



Q

健康保険証を病院に提出できない状態ということですね。

そんな場合には本来の健康保険証が届くまでのつなぎになる証明書があるんですか？



A

あります。手続は以下の通りの手続をしました。

- ・健康保険被保険者資格証明書交付申請書を年金事務所からもらいました。
- ・ご主人が勤めている会社の事業主に記入してもらいました。(この場合は私の会社つまり私が記入しました)
- ・健康保険被保険者資格証明書交付申請書を年金事務所に提出すると、その書類に管轄の年金事務所長の印鑑が押印されて「健康保険被保険者資格証明書」になりました。
- ・この書類を病院に提出すれば本来の健康保険証が届くまでの健康保険証のかわりになりました。
- ・本来の健康保険証が届いたら、「健康保険被保険者資格証明書」を年金事務所に返還しました。

### その3 限度額適用認定証手続



Q

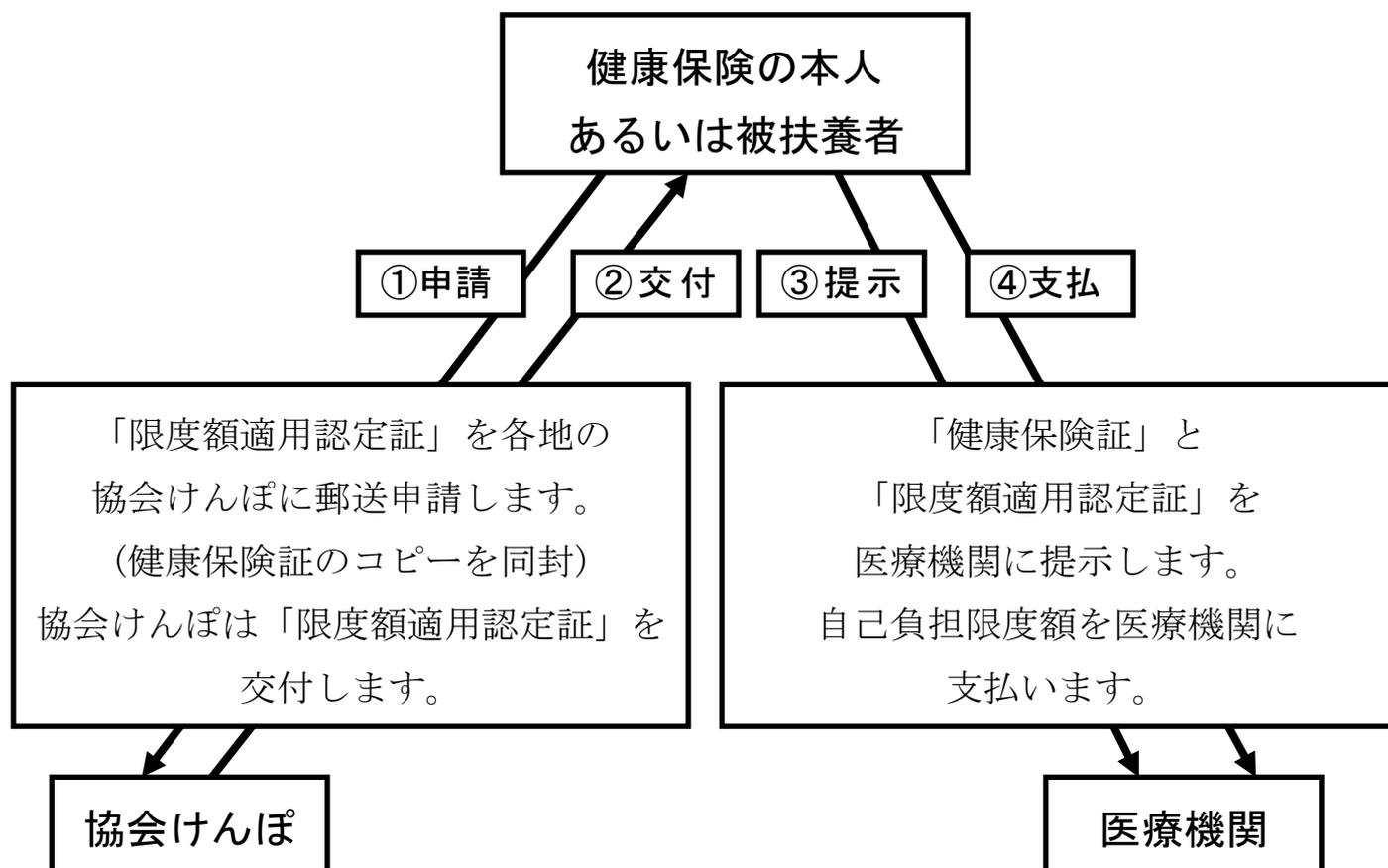
入院治療するわけですから、治療費が自己負担限度額だけで済む限度額適用認定証を病院に提出しましたか？



A

もちろん提出しました。手順は以下の通りですが、実は、本来の健康保険証がまだ届いていなかったため、その場合には保険証のコピー提出ができないから以下の書類を同封しました。

- ・「健康保険被保険者資格証明書」のコピー
- ・被保険者本人を証明する書類(被保険者本人の自動車免許証)
- ・被扶養者の本人を証明する書類(被扶養者の自動車免許証)をコピーして協会けんぽに郵送しました。



その4 難病一部負担金の内容



Q

限度額適用認定証を提出すれば、3割負担ではなく自己負担限度額ですみますが、難病の場合には、自己負担限度額より治療費が少なくなりますね。その内容をあらためて教えてください。



A

健康保険の診療による自己負担分の範囲内で、下表一部負担金を超えた金額が公費助成になりました。

●1医療機関につき、1か月当たり、下表の金額

所得階層区分		対象者別の一部自己負担の月額限度額(単位:円)		
		入院	入院以外	生計中心者が患者本人場合
A	生計中心者の市区町村税が非課税の場合	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上、15,000円以下の場合	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上、40,000円以下の場合	11,000	5,500	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上、70,000円以下の場合	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100	11,550	

・上記に一部負担金は埼玉県の事例です。詳しくは各県の保健所に尋ねてください。